

福島県白河市立白河第二中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わることがあり、入れ替わりながら継続することがある。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動における無秩序や閉鎖性など、集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、『観衆』(はやし立てたりおもしろがったりする存在) や『傍観者』(周辺で暗黙の了解を与えていたる者)が存在する。

(2) いじめの定義

- ① いじめを受けた児童生徒に対して、その児童と同じ学校に在籍している等、いじめをうけた児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、いじめ行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。『いじめ防止対策推進法第2条の規定による』
- ② 『いじめ』に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。
 - ア いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
 - イ 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条『学校におけるいじめの防止等の対策のための組織』を活用して判断すること。

(3) いじめと考える様様(例)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、『借りる』と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムをいられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末(携帯電話、スマートフォンなど)、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫メールが送られる。
 - ウ インターネットのグループから故意に外される。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 児童生徒がいじめを考える取組の実施

ア 生徒会を中心とした『いじめ防止キャンペーン』や全校的な場での話し合いを実施する。

イ 学級で『いじめはいけない』ことや、『何がいじめなのか』について指導を行い、考えさせる話し合いの場を持つ。

- ・ 学年ごと発達段階に応じて道徳や学級活動の時間で指導する。

ウ 『ネット上のいじめ』をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

- ・ 全体指導や学級活動において繰り返し指導する。

エ 中学校においては、部活動ごとにいじめについて考えさせる話し合いの場をもつ。

② 保護者との連携の強化と啓発(下記のアカイのどちらかは実施する)。

ア 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。

イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。

③ いじめ防止に関する共通理解

ア いじめ対防止方針や手立てを教職員が共通理解するための研修会をもつ。

イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

(2) いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童生徒対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

実施時期 4月, 5月, 7月, 9月, 11月, 1月, 3月

イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。

実施時期 6月

② 個別面談の実施

ア 教育相談を実施し、生徒から個別に様子を把握する。

実施時期 6月

イ 三者面談を実施し、保護者から様子を把握する。

実施時期 11月

- ・ 定期的なアンケートの実施を、児童生徒対象年間 5回以上、保護者年間 3回以上としていますが、教育相談や三者面談等をアンケートに替えて早期発見のための取組みと見なします。

③ 校外の組織との連携強化

交通指導員や地域の見守り隊の方などから通学や地域での生活の様子について情報を収集する。

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となって行うために次の組織を設ける。

① 名称

『いじめ防止対策委員会』と『生徒指導委員会』との兼務。

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調

整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

- 会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など

(2) 組織での対応の留意点

① いじめられた生徒への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた生徒及び、その保護者への支援や助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけの生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、『いじめ防止対策委員会』において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等を行い、被害にあった生徒のケア等必要な支援を行う。

また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

⑤ いじめ解消の目安

『いじめが解消している状態』とは、行為がやんでいる状態が3ヶ月続き、かつ被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを目安とする。それまでは学校は被害者を守り通し、その安全安心を確保する責任がある。

また、被害が重大で長い期間をおく必要があるといじめ防止対策委員会が判断した場合は、3ヶ月の目安にかかわらず、さらに長期間に設定することもある。

4 いじめ発生時の対応

- いじめは、教師の見えないところで発生することが多いことを認識すること。

- 加害生徒と被害生徒の認識には『ずれ』が生じることを知っておくこと。

- 事実を無理に一致させようとしない。

- 学校として被害生徒を絶対に守ることを本人・保護者に伝え、組織的に取り組む。

- いじめがわかったときには即日対応、後手後手にならない対応をする。

① 校長への報告、指示を受ける。

② 対応チームを組織し、その都度、方針や具体策を決定する。必要があれば、関係機関にも参加いただく。

③ 被害生徒宅を家庭訪問し実態を把握する。要望を聞き、学校の方針を伝える。さらには、不快な思いをさせたことを謝罪する。

④ 被害、加害生徒、周りの生徒から事実の把握をする。

⑤ 被害、加害、関係生徒で事実確認を行う。

⑥ 被害、加害、関係生徒の保護者に直接会って事実の報告を行う。

⑦ 本人・保護者の承諾のもとで、被害、加害、関係生徒で謝罪を行う。

・ 謝罪だけでは無く、成長させる指導を継続して行っていく。

⑧ 必要であれば、保護者同士の面談を行う。学校が主催する。

- ⑨ 被害、加害、関係生徒の心のケアやフォローを行う。
 - ・ SC や養護教諭を活用する。
 - ⑩ 全教職員で共通理解をして、再発防止に努める。
 - ⑪ いじめが継続されてないか定期的に確認する。
 - ⑫ 必要があれば、保護者会の開催、報道機関への対応をする。
 - ⑬ 必要があれば、関係機関とも連携する。
- SC, SWW, 警察, 児童相談所, 教育委員会, 病院, 人権擁護団体など

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 精神性の疾患を発症した場合
 - エ 金品等に重大な被害を被った場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査を行う
- ③ 児童(生徒)や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- ② 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、『白河市いじめ等学校問題対策チーム』から人的派遣を得る。
- ③ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、『白河市いじめ等学校問題対策チーム』が主体となって調査を実施する。
- ④ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童(生徒)の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ⑤ いじめを受けた児童(生徒)及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護に留意すること。

6 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。

7 年間計画

月	生徒に関わる活動	面談、アンケートの実施	教師・保護者の研修や啓発	評価計画
4	いじめ相談ダイヤルの周知 新入生歓迎会	生徒アンケート	学校経営・運営ビジョンの説明 学校いじめ防止基本方針の説明	
5	生徒会総会 (いじめについて考える学級活動)	生徒アンケート 家庭訪問	PTA 総会 学年保護者会	
6	本年度スローガン決定(生徒会)	教育相談 保護者アンケート		
7	1学期の反省 市少年の主張大会参加	生徒アンケート	いじめの研修会 学年保護者会	
8	人権作文参加			
9	ネットいじめについて考える活動(各学年)	生徒アンケート		中間評価
10	部活動ごとの話し合い			
11		三者面談		
12	2学期の反省			
1		生徒アンケート		
2	生徒会総会		学年保護者会	年間評価
3	3学期の反省	生徒アンケート		評価結果公表